明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二）　一
〔告　示〕
○電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件（総務四）　一〇
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに北海道西部系群B海域、ずわいがにオホーツク海南部、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）並びにこしきりざめ（北大西洋海域）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産四六）　一七
〔官庁報告〕
国家試験
令和三年度基本情報技術者試験合格者（経済産業省）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　三五
会社その他
会社決算公告　三七

省令

○厚生労働省令第二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十二日

厚生労働大臣　後藤　茂之

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。